

令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び 厚生労働大臣表彰にかかる島根県実施要領

1 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

2 表彰の種類

都道府県から推薦された介護事業者について、厚生労働省が開催する委員会での審査を経て、以下のとおり表彰する。

(1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度。

(2) 厚生労働大臣表彰

①優良賞（「居宅サービス部門」、「施設・居住サービス部門」）

優れた取組を行う事業者を各部門につき数名程度。

②奨励賞

上記以外の事業者。ただし、委員会において不適当と判断された者を除く。

※「居宅サービス部門」、「施設・居住サービス部門」の定義については、厚生労働省の推薦要領（別紙1）5（2）を参照すること。

3 表彰の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する取組を行った介護事業者について、顕著な功績がみられた介護事業者を対象とする。

(1) 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

(2) 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

(3) 介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

※介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防

ケアマネジメント）を含むこととする。

※介護サービス事業所・施設等については、以下①から③の全ての要件を満たすこと。

- ① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守していること。
- ② 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

4 県への推薦

(1) 推薦方法

ア 他薦による方法

島根県内の市町村、各広域保険者、関係団体等は候補となる介護事業者を推薦すること。

なお、推薦は 2 事業者を上限とし、複数推薦する場合は「居宅サービス部門」、「施設・居住サービス部門」の各サービス区分から、それぞれ事業者を推薦すること。

イ 自薦による方法

島根県内の介護事業者（(1)で推薦する事業者を除く。）は、自薦すること。

※本表彰は、介護事業者（事業所・施設）単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではないこと。各介護事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する介護事業者を複数推薦することは避けること。

(2) 提出書類及び提出期限等

ア 提出書類

- ・「調書」（別紙 2）
- ・「関係法令遵守報告書」（別紙 3）
- ・取組内容と関連する写真等参考資料（10 ページ以内とする）の電子媒体（任意）

イ 提出期限及び提出方法

令和 8 年 2 月 20 日（金）までに電子メールにて提出すること。

ウ 提出先

島根県健康福祉部高齢者福祉課介護人材係

電子メール : kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp

エ 留意事項

- ・調書（別紙 2）の「1 基本情報」に記載する名称は、「運営法人」の名称の欄には登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載の名称を、「事業所・施設等」の名称の欄に

は、介護保険法に基づく指定を受けている者はその指定を受けている名称を、老人福祉法に基づき届出を行っている者はその届出をしている名称を、若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を行っている者はその登録をしている名称を記載すること。

・調書（別紙）2の「2 具体的な取組内容」のそれぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入すること。記載内容は、大分類「職員の待遇改善に係る取組（待遇改善）」、「人材育成に係る取組（人材育成）」、「介護現場の生産性向上に係る取組（生産性向上）」より、一つ以上選択すること。ただし、同一の大分類について2つ以上記載することはできない（例：待遇改善の取組を複数選択することはできないので、待遇改善、人材育成、生産性向上の各取組は1つずつであること）。なお、「抱えていた課題」、「取組時期」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」は調書の「小分類」で記入した取組に対応する記載とする。

・調書（別紙2）の「2 具体的な取組内容」における「実効性」及び「持続性」は、複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載すること。なお、取組が1つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載すること。

・県又は厚生労働省から必要に応じて追加資料の提出依頼や内容照会をする場合があること。

5 厚生労働省への推薦事業者の選定方法

県は、4(1)により推薦のあった事業者から、厚生労働省が定める内閣総理大臣表彰実施要領（別添2）及び厚生労働大臣表彰実施要領（別添3）の各表彰選考基準（別添2、3の別紙1）に基づき、4事業者を上限に選定の上、厚生労働省に推薦する。

なお、選定にあたっては、「居宅サービス」及び「施設・居住サービス」の両区分からの推薦となるよう選定する。

6 その他

・厚生労働省が所管する委員会による審査が令和8年4月～6月を目途に実施される予定であり、また、同年夏頃を目途に、内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式が実施される予定であるため、表彰された事業者においては、代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者の出席に御協力いただきたい。

・厚生労働省の事業等に参画して一定の成果が得られた介護事業者の事例及び本表彰に係るこれまでの実施概要について、以下の厚生労働省ホームページにおいて紹介されているため、適宜参照すること。

[厚生労働省ホームページ]

・介護分野における生産性向上ポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

- ・令和 7 年度実施概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo_00004.html

- ・令和 6 年度実施概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo_00002.html

- ・令和 5 年度実施概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-hyosyo.html>